

第六一回

参第二〇号

学校教育法及び学校図書館法の一部を改正する法律（案）

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「養護教諭」の下に「、学校司書」を加え、同項ただし書中「事務職員」を「学校司書及び事務職員」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

学校司書は、学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第五条の二第一項に規定する専門的職務を掌る。

第五十条第一項中「教諭」の下に「、学校司書」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情のあるときは、学校司書を置かないことができる。

第五十一条中「第七項」を「第八項」に改める。

第七十条中「第六項」を「第七項」に改める。

第七十条の九中「第六項」を「第七項」に改める。

（学校図書館法の一部改正）

第二条 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「学校図書館の専門的職務」を「学校図書館に関する専門的職務のうち前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に係るもの」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第五条の次に次の二条を加える。

（学校司書）

第五条の二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定により置かれる学校司書は、学校図書館に関する専門的職務のうち第四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に係るものを掌る。

2 次の各号の一に該当する者は、学校司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者又は図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の規定により司書となる資格を有する者で、大学において文部省令で定める学校図書館に関する科目を履修したもの又は学校司書の講習を修了したもの

二 五年以上司書補（図書館法に規定する司書補をいう。以下同じ。）として勤務した者（国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校に附属する図書館において司書補に相当する職員として勤務した者を含む。）又は司書補となる資格を得た後五年以上学校司書の職務を助ける事務に従事した者で、学校司書の講習を修了したもの

三 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると文部大臣が認めた者で、六年以上学校司書の職務を助ける事務に従事し、かつ、学校司書の講習を修了した

もの

(司書教諭及び学校司書の講習)

第五条の三 第五条第二項の司書教諭の講習及び前条第二項各号の学校司書の講習は、文部大臣の委嘱を受けて、大学が行なう。

2 前項の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正前の学校図書館法（以下「旧法」という。）第五条第三項及び第四項に規定する司書教諭の講習は、この法律による改正後の学校図書館法（以下「新法」という。）第五条の三に規定する司書教諭の講習とみなす。

3 新法第五条の二第二項の規定の適用については、旧法第五条第一項に規定する司書教諭の職務を助ける事務に従事した者の当該事務に従事した期間は、学校司書の職務を助ける事務に従事した期間とみなす。

(旧大学令等による学校の取扱い)

4 新法第五条の二第二項第一号の大学を卒業した者には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びにこれらの学校に準ずる学校で文部省令で定めるものを卒業（大学予科にあつては修了）した者を、同項第二号の大学には、旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令又は旧教員養成諸学校官制の規定による大学、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校並びにこれらの学校に準ずる学校で文部省令で定めるものを含むものとする。

(関係法律の一部改正)

5 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「講師」の下に「、学校司書」を加える。

6 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び講師」を「、講師」に改め、「以下同じ。）」の下に「及び学校司書」を加える。

7 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五口の備考中「助教諭」を「助教諭、学校司書」に改め、同表八の備考中「助教諭」を「助教諭、学校司書」に改める。

- 8 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「実習助手」を「学校司書、実習助手」に改める。

- 9 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「寮母」を「学校司書、寮母」に、「第九条」を「第十条」に、「第十四条」を「第十六条」に改める。

第六条中「第九条」を「第十条」に改める。

第七条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第十七条中「第十条」を「第十一条」に改め、同条を第十九条とし、第十六条中「第九条」を「第十条」に、「第十一条」を「第十二条」に改め、同条を第十八条とし、第十五条各号列記以外の部分中「第九条」を「第十条」に、「第十一条」を「第十二条」に改め、同条を第十七条とし、第十三条及び第十四条を二条ずつ繰り下げ、第十二条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十四条 学校司書の数は、特殊教育諸学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た数とする。

第十一条を第十二条とし、第十条中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条中「第十二条」を「第十三条」に、「次条」を「第十条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九条 学校司書の数は、六学級以上の小学校の数に一を乗じて得た数と三学級以上の中学校の数に一を乗じて得た数とを合計した数とする。

- 10 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「実習助手」を「学校司書、実習助手」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（学校司書の数）

第十条の二 学校司書の数は、生徒の数が百三十五人から八百十人までの全日制の課程又は定時制の課程の数に一を乗じて得た数と生徒の数が八百十人をこえる全日制の課程又は定時制の課程の数に二を乗じて得た数を合計した数とする。

第十八条の次に次の一条を加える。

（学校司書の数）

第十八条の二 学校司書の数は、特殊教育諸学校の高等部の数に一を乗じて得た数とする。

- 11 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十条」を「第十一条」に改める。

12 国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の支給に関する法律（昭和四十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第一項中「実習助手」を「学校司書、実習助手」に改める。

理 由

学校図書館に関する専門的職務の一部をつかさどる職員として、小学校等に学校司書を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十五年度において約十八億六千七百万円の見込みである。